

第三一回

参第八号

学校教育法等の一部を改正する法律（案）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「教員（教育職員免許法の適用を受ける者を除く。）」の下に「並びに寮母」を加える。

第九条中「又は教員」を「、教員又は寮母」に改める。

第二十八条第二項中「助教諭」の下に「、養護助教諭」を加え、同条に次の一項を加える。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

第五十条第二項中「助教諭、」の下に「養護助教諭、」を、「技術職員」の下に「、実習助手」を加え、同条に次の一項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

第五十一条中「第七項」を「第八項」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十四条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならない。但し、寄宿舎を置かないものにあつては、この限りでない。

寮母は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の世話及び教育に当る。

（教育公務員特例法の一部改正）

第二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び教員」を「、教員及び寮母」に改める。

第二条第一項中「及び部局長」を「、部局長及び寮母」に改め、同条第二項中「助教諭、」の下に「助手、」を、「養護教諭」の下に「、養護助教諭、実習助手」を加える。

第三条中「及び部局長」を「、部局長及び寮母」に改める。

第二章第二節の節名中「及び教員」を「、教員及び寮母」に改める。

第十三条第一項中「並びに教員」の下に「及び寮母」を加え、「及び教員」を「、教員及び寮母」に改める。

第十三条の二中「又は教員」を「、教員又は寮母」に改める。

第十四条第一項中「及び教員」を「、教員及び寮母」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

理 由

大学の助手並びに大学以外の学校の養護助教諭、実習助手及び寮母の職務とその責任の特殊性に基き、学校教育法及び教育公務員特例法に所要の改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。